

ロシア 工場建設の手引き（2019年版）正誤表

ページ	修正項目	誤	正
14	図表左、「提出すべき書類」の列		(別添1参照)
15	図表左、「提出すべき書類」の列		(別添2参照)
47	(2) 竣工施設の所有権登記		(別添3参照)

別添1 | 正誤表 P14

修正前

工場建設ま				
	プロセス	申請提出者	書類発行 (署名)者	提出すべき書類
第一段階				
1	建設用地の都市開発ポテンシャルの分析	投資家/建築主	当該用地を所管する連邦構成体・地方自治内(の専門家)	各機関の規定による
2	国または地方自治体が所有する土地の権利の取得	投資家/建築主	入札の手配および実施に責任を負う地域/地方自治体の行政機関	概要 3.(2) 参照
3	土地に関する権利の登記	投資家/建築主	連邦国家登記・土地台帳・地図製作局(ロスレエストル)(統一国家不動産登記簿抄本の取得)	概要 3.(3) 参照
第二段階				
4	建築・都市計画課題の調整	投資家/建築主	建築および都市計画担当部署(連邦構成体/地方自治体)	概要 3.(4) 参照
第三段階				
5	設計図書	投資家/建築主	国、または民間の審査機関	各機関の規定による
6	設計図書の国家環境審査の肯定的結論(環境保護分野の第Iカテゴリー施設について)	投資家/建築主	連邦自然利用分野監督局(ロスプリロドナドゾル)	概要 3.(4) ④末尾参照
7	設計図書の肯定的審査結果	投資家/建築主	連邦構成体・地方自治体の担当機関または民間審査機関	概要 3.(4) ④参照
第四段階				
8	建築許可	投資家/建築主	担当の連邦機関・連邦構成体・地方自治体	概要 4 参照
9	作業文書	投資家/建築主	設計組織、設計関連自主検査機関	各機関の規定による

修正後

工場建設ま				
	プロセス	申請提出者	書類発行 (署名)者	提出すべき書類
第一段階				
	建設用地の都市開発ポテンシャルの分析	投資家/建築主	当該用地を所管する連邦構成体・地方自治内(の専門家)	概要 3 参照 各機関の規定による
	国または地方自治体が所有する土地の権利の取得	投資家/建築主	入札の手配および実施に責任を負う地域/地方自治体の行政機関	概要 3.(3) 参照 各機関の規定による
	土地に関する権利の登記	投資家/建築主	連邦国家登記・土地台帳・地図製作局(ロスレエストル)(統一国家不動産登記簿抄本の取得)	概要 3.(4) 参照 各機関の規定による
第二段階				
	建築・都市計画課題の調整	投資家/建築主	建築および都市計画担当部署(連邦構成体/地方自治体)	概要 4.(2) 参照 各機関の規定による
第三段階				
	設計図書	投資家/建築主	国、または民間の審査機関	概要 4.(3) 参照 各機関の規定による
	設計図書の国家環境審査の肯定的結論(環境保護分野の第Iカテゴリー施設について)	投資家/建築主	連邦自然利用分野監督局(ロスプリロドナドゾル)	
	設計図書の肯定的審査結果	投資家/建築主	連邦構成体・地方自治体の担当機関または民間審査機関	
第四段階				
	建築許可	投資家/建築主	担当の連邦機関・連邦構成体・地方自治体	概要 5.(1) 参照 各機関の規定による
	作業文書	投資家/建築主	設計組織、設計関連自主検査機関	概要 5.(2) 参照 各機関の規定による



別添2 | 正誤表 P15

修正前

10	建設据付工事	投資家/建築主	請負業者、建築関連自主検査機関	各機関の規定による
11	実行文書	投資家/建築主	請負業者、建築関連自主検査機関	各機関の規定による
第五				
12	施設の使用開始許可	投資家/建築主	担当の連邦機関 連邦構成体 地方自治体	概要 5 参照
13	新たに建設された生産施設の所有権登記	投資家/建築主	連邦国家登記・土地台帳・地図製作局（ロスレエストル）（統一国家不動産登記簿抄本の取得）	概要 3. (3) 参照
14	爆発火災および化学的に危険な生産施設の使用許認可	投資家/建築主	連邦環境・技術・原子力監督局（ロステフナドゾル）	概要 5. (4) 参照
15	危険有害性クラス I~IV の廃棄物の回収、輸送、処理、リサイクル、無害化、処分の免許	投資家/建築主	連邦自然利用分野監督局（ロスプリロドナドゾル）	概要 5. (4) 参照
16	産業用爆発物の取扱免許	投資家/建築主	連邦環境・技術・原子力監督局（ロステフナドゾル）	概要 5. (4) 参照
第六				
17	施設のテロ対策安全データシート（必要な場合）	投資家/建築主	施設の所有者/外部参加組織	各機関の規定による
18	施設のテロ対策安全データシートの調整	投資家/建築主	連邦保安局、国家親衛隊（旧内務省軍）、非常事態省	概要 5. (5) 参照
19	総合環境許認可（必要な場合）	投資家/建築主	連邦自然利用分野監督局（ロスプリロドナドゾル）	概要 5. (8) 参照

修正後

10	建設据付工事	投資家/建築主	請負業者、建築関連自主検査機関	概要 5. (4) 参照 各機関の規定による
11	実行文書	投資家/建築主	請負業者、建築関連自主検査機関	概要 5. (5) 参照 各機関の規定による
第五				
12	施設の使用開始許可	投資家/建築主	担当の連邦機関 連邦構成体 地方自治体	概要 6. (1) 参照
13	新たに建設された生産施設の所有権登記	投資家/建築主	連邦国家登記・土地台帳・地図製作局（ロスレエストル）（統一国家不動産登記簿抄本の取得）	概要 6. (2) 参照
14	爆発火災および化学的に危険な生産施設の使用許認可	投資家/建築主	連邦環境・技術・原子力監督局（ロステフナドゾル）	概要 6. (4) 参照
15	危険有害性クラス I~IV の廃棄物の回収、輸送、処理、リサイクル、無害化、処分の免許	投資家/建築主	連邦自然利用分野監督局（ロスプリロドナドゾル）	概要 6. (4) 参照
16	産業用爆発物の取扱免許	投資家/建築主	連邦環境・技術・原子力監督局（ロステフナドゾル）	概要 6. (4) 参照
第六				
17	施設のテロ対策安全データシート（必要な場合）	投資家/建築主	施設の所有者/外部参加組織	概要 6. (5) 参照 各機関の規定による
18	施設のテロ対策安全データシートの調整	投資家/建築主	連邦保安局、国家親衛隊（旧内務省軍）、非常事態省	概要 6. (5) 参照
19	総合環境許認可（必要な場合）	投資家/建築主	連邦自然利用分野監督局（ロスプリロドナドゾル）	概要 6. (4) および概要 3. (1) 参照

修正前

(2) 竣工施設の所有権登記⁴

不動産施設の使用開始許可を得た後、不動産を土地台帳に記帳し、権利を登記する必要がある（詳細は「不動産の権利登記」の章を参照）。

統一国家不動産登記簿には、建物における不動産施設に関する追加情報として、建物の用途に関する情報が記されている¹⁷²。



修正後

(2) 竣工施設の所有権登記⁴

不動産施設の使用開始許可を得た後、不動産を土地台帳に記帳し、権利を登記する必要がある（詳細は「概要 3. (4) 不動産権利登記」の章を参照）。

統一国家不動産登記簿には、建物における不動産施設に関する追加情報として、建物の用途に関する情報が記されている¹⁷²。